

第12回口頭弁論期日のご報告

平成30年1月18日
原発被害救済千葉県弁護士事務局

1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

(1) 弁護団の主張, 提出した証拠

★第22準備書面(被告らの結果回避可能性と東電刑事裁判～被告国第17準備書面に対する反論)

○概要

- ① 平成20年7月31日の土木調査グループからの説明は、沖合に防波堤を作ったとしても、津波が10m地盤の上に遡上することを防げない、つまり、敷地はドライサイトを維持できず、ウェットサイトになることを意味する。

「沖合に防波堤等を設置して敷地へ襲来する津波の波高を低減することによってドライサイトを維持するものであった」との被告国の主張は、誤っている。

- ② 被告らは、岡本孝司意見書を引用し、2008年試算結果に基づくと、本件原発浸水対策として、敷地南側と北側に防潮堤を設置すると主張する。しかし、岡本氏は、地震や津波の専門家ではない。

平成20年4月に被告東電が東電設計に指示して対策を立てさせた際、実務に通じ工学的観点を有した東電設計は、初めに、敷地東側にも防潮堤を設置すべきことを、検討結果として提出した。被告らは、「敷地の南と北に防潮堤を立てるのが工学的に合理性がある。東に立てるのは合理性がない。」と主張するが、その主張には科学性・合理性がない。

防潮堤を作っても、液状化等で壊れて、効果がないこともある。現に、柏崎原発でその旨指摘を受けており、北海道電力が所有する泊原発も同様である。

- ③ 防潮堤や防波堤がないと仮定した場合に、津波が建屋敷地高さを超えると予想された場合、建屋への侵入防止・部屋への侵入防止・電源の後代設置などの対策をとるべきである。

これが深層防護の考え方であり、原子力安全の考え方である。

★第23準備書面(福島甲状腺がん多発を分析する)

○概要

- ① 1986年、チェルノブイリ原発事故が発生した。事故後、チェルノブイリ原発事故による健康調査とその結果については、IAEAの働きかけがあり、事故との関連性がなかなか認められず、その結果、現地研究者・医師との対立が現在も続いている。

国連内においても、2004年にチェルノブイリに関わる調整役がOCHA(国際人道問題調整事務所)からUNDP(国連開発計画)に移行したが、その理由としてOCHAの関わり方がIAEAの意に沿わなかったとの推測もある。いわゆる「原子力村」の力には無視できないものがあり、我が国においてもそれは否定できない。

- ② 本件原発事故後による周辺住民の被ばく線量把握や放射線の健康影響を考慮した健康管理をするため、2011年から、福島県が主体となり、福島県民健康調査が開始された。

しかし、福島県民健康調査の受診率について、甲状腺がん発生率が高い年齢階級が急減している。正確なデータ収集の観点から問題である。また、保険診療に移行後の症例を把握する体制は、現状、整っていない。検査結果に対する信頼性は、大きく損なわれている。その上、本件事故後に出生した住民は、検査対象とされていない。

このような福島県民健康調査に対して、原告らが不信感を抱くのもやむを得ない。

- ③ チェルノブイリ原発事故被災国に倣い、国が主体となって被ばく者登録制度を作り、その中にデータを集中させ、そのデータを研究者が自由に利用できるシステムを構築することは必須である。

県民健康調査についても、こうした法的基盤の構築を含め、調査体制を全面的に見直す時期にあり、現行体制のままでは国民の信頼を得ることは極めて困難である。

- ④ 公衆の線量限度は、国際的に、自然放射線量に加え年間1mシーベルトが基準とされている。

今村哲二氏が原告らの初期被ばく量を算定したところ、いずれも容認限度を超えていた。放射線被ばくによる健康被害の危険性は、否定できない。

★提出した主な証拠

柏崎刈羽原発7号機における安全性に関する総合評価(一次評価)の結果について抜粋(被告東電作成)、柏崎刈羽原発の防潮堤が液状化のおそれがある旨の新聞記事、放射能汚染が未来世代に及ぼすもの(綿貫礼子氏作成)、県民健康調査「甲状腺検査【本格検査(検査3回目)】実施状況」(「県民健康調査」検討委員会作成)、原告が避難前に読んだ福島民報記事

(2) 被告東京電力の主張、提出した証拠

★被告東京電力共通準備書面(10)(IAEA事務局長報告書に基づく原告らの主張に対する反論)

○概要

- ① IAEA事務局長報告書は、本件事故により得られた知見も踏まえて、今後の教訓を導き、各国の原子力発電の安全性向上を目的とするものである。本件事故以前の知見状況や一般的運用を前提に、責任追及するものではない。

- ② 原告らは、IAEA事務局長報告書を引用し、「津波評価技術」に基づく本件原発における津波想定が国際慣行に反すると主張する。

地震動については国際慣行が存在したが、津波評価に関して、本件事故前、国際慣行と呼べるような考え方自体存在しなかった。

★被告東京電力共通準備書面(11)(結果回避義務について)

○概要

- ① 被告東電は、本件事故に至るまで、「津波評価技術」による試算結果に基づき海水系ポンプ用モーターの嵩上げや建屋貫通部等の浸水防止対策を行うなど、事故が起こるリスクを合理的な範囲まで小さくするための設計想定を実施していた。

本件事故発生以前、平成19年の新潟県中越沖地震が発生し、津波ではなく、耐震性の検討や対策が急務かつ最優先事項となっていた。被告東電は、「長期評価」の見解を放置していたわけではない。昨年9月22日の千葉地裁判決は、被告東電の本件事故前の対応について、津波対策を完全に放置したとまで評価することはできない、と説示している。

「長期評価」に対する客観的な評価からすれば、被告東電において、「長期評価」に基づき直ちに具体的な津波対策を取るべき義務が発生するのではなく、具体的にどのような対策を取るのが相当かの知見を集める義務が発生するに留まる。そして、被告東電は、その義務を果たしてきた。

- ② 原告らは、本件原発への浸水があり得ることを前提に、各種対策を講じるべきだったと主張する。原告らが主張する各種対策は、本件事故前の状況下において、現実的かつ有効な対策として、全く認識されていなかった。原告らの主張は、本件事故の帰結を知っている今だからこそその結果論であって、本件事故以前の安全確保の考え方に基づかない観念的な主張である。

2008年試算の結果に基づくと、敷地への浸水を防ぐ合理的な対策は、本件原発の南側と北側の敷地上に、防潮堤を設置することである。この点、原告らは、被告東電元役員らの刑事訴追事件の資料に基づき、被告東電が本件原発東側も含む敷地全体を囲う防潮堤を設置する提案していたと主張する。しかし、被告東電は、上記防潮堤を現実に設置する検討を行っていない。

2008年試算に基づく防潮堤設置という対策を講じたとしても、実際に襲来した本件津波に対して敷地への浸水を防ぐことはできず、本件事故を回避することはできなかった。

- ③ 原告らは、被告東電に本件事故に関する結果回避義務違反があったと主張する。この主張は、誤りである。

★提出した主な証拠

これまでの水道水放射性物質検査の結果(福島県HP)

(3) 被告国の主張, 提出した証拠

★第17準備書面

○概要

- ① 原告らは、平成20年4月に東電設計株式会社が行った解析結果が、福島第一原発主要建屋敷地東側を含めたO.P+10mの高さの敷地全体に、更に約10mの防潮堤を設置する必要があることを示している、と主張している。
- ② しかし、上記解析結果は、そこで仮定的に置かれた高さの鉛直壁と同じ高さ・同じ位置の防潮堤設置の必要性を示すものではない。あくまで、検討過程における一解析に過ぎない。

原告らの上記主張は、一般的な対策検討手順を無視するような一方的な憶測、誤った認識に基づいている。東京第五検察審査会の起訴相当議決、強制起訴の指定弁護士いずれも誤解している。

★第18準備書面

○概要

- ① 国際的な合意に基づく科学的な知見によれば、臓器の機能障害等の確定的影響は、特定の臓器に関するしきい値を超える被ばくがあった場合や、少なくとも100ミリシーベルトを超えた場合でない限り、認められない。
- ② 被告国は、年間積算線量20ミリシーベルトをもって、避難指示区域等を指定したり、解除したりする基準としている。

これは、ICRP(国際放射線防護委員会)2007年勧告の緊急被ばく状況の参考レベルである20～100ミリシーベルトの下限值を適用することが適切との原子力安全委員会の判断を踏まえて決定した基準である。また、佐々木康人氏ら放射線医学等専門家17名による意見書においても、上記基準が合理的であることを裏付けている。東京地裁平成27年6月29日判決も、同様である。

この点、原告らは、年間1ミリシーベルトを超える被ばくを避けるための避難行動には合理性があると主張する。日本人の平均被ばく線量が年間5.98ミリシーベルトであること等を踏まえると、年間1ミリシーベルトを避難指示解除の基準とすることは、明らかに不合理である。

- ③ 原告らが主張するLNTモデル(年間実効線量100ミリシーベルトを下回る線量においても、ある一定の線量の増加は、それに正比例して、放射線起因の発がん等の増加が生じるという仮定)は、科学的に実証されていない。

原告らは、UNSCEAR(原子放射線の影響に関する国際科学委員会)2013年報告書について、放射性物質の放出量や住民の被ばく線量が過小である旨批判している。しかし、同報告書は、本件事故がもたらした放射線被ばくの線量と影響に関して最も包括的で国際的な科学解析の成果であるとされている。

福島県県民健康調査に関する原告らの主張は、福島県民健康調査の結果に関する国際的な評価と異なる上、一部客観的な事実に反している。その他、原告らは、放影研報告書(LSS第14報)等様々な論文を、崎山氏意見書等に基づいて主張している。しかし、原告らの主張は、いずれも上記論文の理解を

誤るものである。

- ④ 原告らは、今中哲二氏の意見書に依拠して、本件事故から最初の1年間における原告らの被ばく量を、主張している。

だが、今中氏の意見書は、精度や信頼性が低い。なぜなら、今中氏自身が推計方法や算出された数値の妥当性を明らかにできなかったことを自認している上、今中氏意見書の数値はUNSCEAR2013報告書の数値を上回っているからである。

- ⑤ 健康影響のリスクが他の要因による影響に隠れてしまうほど小さいと考えられる事象に対する単なる不安感は、科学的根拠を欠く極めて主観的なものであって、直ちに賠償の対象とすべきではない。

最高裁判例や裁判例も、客観的根拠を伴わない主観的利益侵害を認めることに消極的であり、客観的ないし科学的根拠により被害が生じる蓋然性を求めている。

原告らの健康不安が増大しているとしても、原告ら自身又はその周囲にいる被告ら以外の者の言動が大きく寄与している可能性が否定できない。

原告らが証拠として提出した「福島原発事故後の親子の生活健康に関する調査」は、調査対象が限られ、回答数も不十分であり、一般化することはできない。上記調査は、原告らの主張の裏付けとはならない。

- ⑥ 自主的避難等対象区域の住民のほとんどが、避難していない。同区域は、福島第一原発から遠く離れている。同区域内の住民が自主的に避難したことにより精神的損害が発生したとしても、被告国の行為と相当因果関係は認められない。

原告らが主張するふるさと喪失慰謝料は、中間指針等で示している精神的損害に含まれている。中間指針等で示された賠償の範囲を超える部分については、本件事故との相当因果関係は認められない。

★提出した主な証拠

平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により被災した海岸堤防等の復旧に関する基本的な考え方(海岸における津波対策検討委員会作成)、設計津波の水位の設定について(愛知県作成)、川原修司氏(元保安院原子力安全発電審査課耐震班長)の陳述書、ICRP勧告内容、裁判例、中村良一教授(自治医科大学地域医療学センター公衆衛生学部門)の意見書

2 原告4番さんの本人尋問

3 弁護団員による主張書面の概要説明

4 今後の裁判の日程

第13回口頭弁論期日 平成30年3月29日(木)午前10時半

※ 千葉地方裁判所601号法廷で行われる予定です。

※ 傍聴席は抽選となる予定ですので、傍聴ご希望の方は、千葉地方裁判所1階ロビーへ、お早めにお越しください。

以 上